

議案第 5 号

岡山県市町総合事務組合の運営に関する 条例の一部改正

岡山県市町総合事務組合の運営に関する条例（平成 17 年岡山県市町村総合事務組合条例第 1 号）の一部改正について、別紙のとおり提出する。

平成 30 年 10 月 24 日提出

岡山県市町総合事務組合
管理者 山 崎 親 男

〔提案理由〕

非常勤職員の公務災害補償制度のより適正な運用を図るため、所属機関が災害の発生を探知した場合のほか、被災した職員本人又はその遺族から災害発生の申出があった場合においても認定手続を行うことを明記するなど、所要の改正を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例の一部を改正する条例

岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例（平成 17 年岡山県市町村総合事務組合条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第31条第1項に後段として次のように加える。

負傷し、若しくは疾病にかかった職員又は死亡した職員の遺族（以下「被災職員等」という。）

からその災害が公務又は通勤により生じた旨の申出があった場合も、同様とする。

第 31 条第 2 項中「前項の」の次に「規定による」を加え、同条第 5 項を同条第 6 項とし、同条第 4 項を同条第 5 項とし、同条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 管理者は、第1項の規定による報告に係る災害が公務により生じたもの又は通勤により生じたもののいずれでもないと認定したときは、次に掲げる事項を記載した書面により、被災職員等にその旨を通知しなければならない。

- (1) 管理者の氏名
- (2) 被災職員の氏名
- (3) 傷病名
- (4) 災害発生年月日
- (5) 公務上の災害又は通勤による災害でないと認定した理由

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
(災害の報告及び認定等)	(災害の報告及び認定等)
<p>第31条 組合市町村は、当該組合市町村に属する職員について、公務又は通勤により生じたと認められる死傷病が発生した場合は、管理者に対し、組合が定める様式により、速やかにその旨を報告しなければならない。<u>負傷し、若しくは疾病にかかった職員又は死亡した職員の遺族（以下「被災職員等」という。）からその災害が公務又は通勤により生じた旨の申出があった場合も、同様とする。</u></p> <p>2 管理者は、前項の規定による報告を受けたときは、公務災害補償等認定委員会（以下「認定委員会」という。）の意見を聞いてその災害が公務又は通勤により生じたものであるかを認定し、公務又は、通勤により生じたものであると認定したときは、補償を受けるべき者に速やかに通知をしなければならない。</p> <p>3 管理者は、第1項の規定による報告に係る災害が公務により生じたもの又は通勤により生じたもののいずれでもないと認定したときは、次に掲げる事項を記載した書面により、被災職員等にその旨を通知しなければならない。</p> <p>(1) 管理者の氏名 (2) 被災職員の氏名 (3) 傷病名 (4) 災害発生年月日 (5) 公務上の災害又は通勤による災害でないと認定した理由</p> <p>4 略 5 略 6 略</p>	<p>第 31 条 組合市町村は、当該組合市町村に属する職員について、公務又は通勤により生じたと認められる死傷病が発生した場合は、管理者に対し、組合が定める様式により、速やかにその旨を報告しなければならない。</p> <p>2 管理者は、前項の _____ 報告を受けたときは、公務災害補償等認定委員会（以下「認定委員会」という。）の意見を聞いてその災害が公務又は通勤により生じたものであるかを認定し、公務又は、通勤により生じたものであると認定したときは、補償を受けるべき者に速やかに通知をしなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>3 略 4 略 5 略</p>

